

令和7年10月1日

京丹後市長 殿

近畿中部防衛局長

米軍人による基地外での小銃携行歩行について

当局の防衛行政につきましては、日頃から深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年9月16日に発生しました本件につきまして、別紙のとおり回答します。

添付書類：別紙

次の2点について誠実かつ速やかに文書による回答を求める。

1 このような事態が発生した事実関係

(回答)

- 1 本件は、令和7年9月16日7時頃、令和7年度米豪軍との共同訓練（オリエン
ト・シールド25）に参加している米陸軍第11憲兵旅団所属の軍人4～5名が、
訓練外に、宿営地である航空自衛隊経ヶ岬分屯基地正門から米陸軍経ヶ岬通信所
（以下、「通信所」という。）正門へ移動する際、基地前面の国道178号を小銃を
所持したまま移動したものです。米側からは、所持していた火器は小銃のみであり、
実弾は入っていなかったと聞いています。

- 2 本件に係る情報提供の経過につきましては、同日7時頃、通信所所属の米軍人が
本件を目撃し、7時6分頃、通信所から陸上自衛隊第7普通科連隊（上記共同訓練
の参加部隊）に情報提供がなされました。その後、7時33分頃、陸上自衛隊第3
師団（第7普通科連隊の上級部隊）から近畿中部防衛局（以下、「当局」という。）企
画部地方調整課環境対策室に同旨の情報提供があり、これを受け同室は、8時35
分頃に京丹後市総務部総務防災課基地対策室に情報提供を行ったものです。

- 3 当局としては、通信所の運用に際して、地域住民の方々の安全・安心を確保する
ことは重要であると考えており、引き続き、訓練の実施に当たっては、米軍及び陸
上自衛隊と緊密に連携を図りながら、地域住民の方々に不安や懸念を与えることの
ないよう適切に対応してまいります。

2 再発防止策及びこれに向けた米軍への嚴重な申し入れ

(回答)

- 1 当局としましては、通信所の運用に際して、地域住民の方々の安全・安心を確保することは重要であると考えており、本件発生当日、米側に対し、本件を含め地域住民の方々に不安や懸念を与えることがないよう、引き続き配慮していただきたい旨を申し入れております。
- 2 また、米軍の運用に際して、地域住民の方々の生活の安全・安心の確保への配慮が大前提であることは言うまでもなく、貴市からの文書を受け、9月19日にまずは口頭で、9月29日には対面にて、当局から米側に対し、再発防止策として、外部から訓練に参加する軍人も含め、上記の旨嚴重に周知徹底を改めて申し入れました。
- 3 米側からは、経ヶ岬地域で訓練を行う全ての軍人に対して、本件を含め地域住民の方々に不安や懸念を与えることがないよう、引き続き行動には細心の注意を払うよう嚴重に周知徹底する旨の回答がありました。
- 4 当局としても、通信所の運用に際して、地域住民の方々に不安や懸念を与えることのないよう引き続き米軍と連携してまいります。